販売業のみの場合には二重線で消除

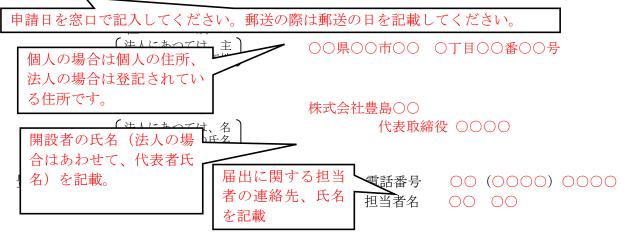
## 管理医療機器

反元美 貸与業

届書

営 業 所 の 名 称	豊島〇〇	
営業所の所在地	〒17○-○○○ 東京都豊島区 ○○ △丁目 △ 番 △ 号 □□ビル◇階×××号	
( 法 人 に あ つ て は 薬 事 に 関 す る 業 務 責任を有する役員の氏	代表取締役 〇〇〇〇 校員の氏名を記載します。	
氏 名	○○○○○ 管理者の氏名、住所を 記載。	
管理者 住 所	○○県○○市○-○-○ ○○ 「家庭用」のみ取扱う場合は記載不要。	
営業所の構造設備の概要	別紙のとおり	
兼 営 事 業 の 種 類	なし	
備     考	期間限定で販売等する際には記載してください。	
	期限付き販売業届書 ○○年○月○日から○月○日まで	
<ul> <li>営業所において、取扱う医療機器区分に○をつけてください。あわせて、別紙(次ページ)も添付してください。</li> <li>付してください。</li> <li>「電気治療器・プログラム」「補聴器・電気治療器・プログラム」「電気治療器・プログラム」「電気治療器・プログラム」「電気治療器・プログラム」管理者資格は別紙のとおり</li> </ul>		

## ○ 年 ○ 月 ○ 日



※規則:「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」

## □を塗りつぶしてください。不明な場合は窓口にて記入してください。

取り扱おうとする管理医療機器	管理者の該当資格
(該当する欄の□を塗りつぶしてください。)	(該当する資格の□を塗りつぶしてください。)
□ 特定管理医療機器 (補聴器、家庭用電気治療器及びプログラム 特定管理医療機器以外)	<ul><li>□ 規則第162条第1項第1号又は第2号</li><li>□ 規則第162条第2項第1号又は第2号</li><li>□ 規則第162条第3項</li><li>□ 規則第162条第4項</li><li>□ 規則第175条第1項</li></ul>
□ 補聴器のみ	<ul><li>□ 規則第162条第1項第1号又は第2号</li><li>□ 規則第162条第2項第1号又は第2号</li><li>□ 規則第162条第3項</li><li>□ 規則第162条第4項</li><li>□ 規則第175条第1項第1号</li></ul>
□ 家庭用電気治療器のみ	<ul><li>□ 規則第162条第1項第1号又は第2号</li><li>□ 規則第162条第2項第1号又は第2号</li><li>□ 規則第162条第3項</li><li>□ 規則第162条第4項</li><li>□ 規則第175条第1項第2号</li></ul>
□ プログラム特定管理医療機器のみ	<ul><li>□ 規則第162条第1項第1号又は第2号</li><li>□ 規則第162条第2項第1号又は第2号</li><li>□ 規則第162条第3項</li><li>□ 規則第162条第4項</li><li>□ 規則第175条第1項第3号</li></ul>
□ 補聴器及び家庭用電気治療器のみ	<ul> <li>□ 規則第162条第1項第1号又は第2号</li> <li>□ 規則第162条第2項第1号又は第2号</li> <li>□ 規則第162条第3項</li> <li>□ 規則第162条第4項</li> <li>□ 規則第175条第1項第1号及び第2号</li> </ul>
□ 補聴器及び プログラム特定管理医療機器のみ	□ 規則第162条第1項第1号又は第2号 □ 規則第162条第2項第1号又は第2号 □ 規則第162条第3項 □ 規則第162条第4項 □ 規則第175条第1項第1号及び第3号
□ 家庭用電気治療器及び プログラム特定管理医療機器のみ	<ul> <li>□ 規則第162条第1項第1号又は第2号</li> <li>□ 規則第162条第2項第1号又は第2号</li> <li>□ 規則第162条第3項</li> <li>□ 規則第162条第4項</li> <li>□ 規則第175条第1項第2号及び第3号</li> </ul>
□ 専ら家庭において使用される管理医療機器 であって、厚生労働大臣の指定するもののみ	管理者の設置は不要